





イーベリファイ
就労資格立証




米国 移民帰化局(USCIS)認証部門

- 系統的な外国人身分認証(SAVE)プログラム
 - 連邦、州、地方自治体の関係各省に対し、外国人の身分認証情報を自動的に発行
- イーベリファイ
 - プログラムに参加する民間雇用者に対し、新規採用者の身分認証情報を自動的に発行

PRESENTATION: E-VERIFY PROGRAM DATE: 30 July 2008 # 2

イーベリファイ

- イーベリファイ (旧称基本パイロットプログラム)
- 1996年の不法移民対策改革および移民責任法 (IIRIRA) に依拠
- 米国土安全保障局 (DHS) と社会保険局 (SSA) の連携
- プログラム参加雇用者に対し、新規採用非雇用者の雇用資格を認証するための手段を供給

PRESENTATION: E-VERIFY PROGRAM DATE: 30 July 2008 # 3



E Verify

TNC 事例の解決

- 非雇用者は事例の審議中も継続して就労可能。
- 非雇用者は自己の記録の誤りが訂正された後、雇用主にその旨を通知します。
- SSAのTNC も DHSのTNC も、回答はシステムを通じて雇用主に通知されるので、雇用主はイーベリファイを定期的を確認します。

PRESENTATION: E-VERIFY PROGRAM
DATE: 30 July 2008 # 16

E Verify

TNC 事例解決 (続き)

- 雇用者は、下記3つの回答のいずれかを受け取ります:
 - 雇用の認可
 - 最終的非確認
 - 雇用者データを確認、アップデートし、再提出
- その後、雇用主はイーベリファイで事例を解決します。

PRESENTATION: E-VERIFY PROGRAM
DATE: 30 July 2008 # 17

The screenshot shows the E-Verify web interface in a Microsoft Internet Explorer browser. The page title is "Employment Eligibility Verification". The main content area displays "Initial Verification Results" for a case with verification number 2008096123844GP. The status is "EMPLOYMENT AUTHORIZED". Below this, there is a section for "Enter Case Resolution" with radio button options: "Resolved Authorized" (selected), "Resolved Unauthorized / Terminated", "Self Terminated", "Invalid Query", and "Employee Not Terminated". A "Submit Resolve Case" button is visible at the bottom of the results section.



E-Verify U.S. Citizenship and Immigration Services

写真スクリーニングツール

- イーベリファイの写真ツールに基づき、非雇用者は労働許可証 (EAD) または永住許可証 (「グリーンカード」) の写真を USCIS が当非雇用者のファイルに所持する写真と一致させることができます。
- 雇用主が文書詐欺を防ぐために有益です。
- 写真ツールは 2007年9月にすべての雇用者のために、イーベリファイに導入されます。

PRESENTATION E-VERIFY PROGRAM DATE 30 July 2008 19

E-Verify U.S. Citizenship and Immigration Services

雇用主の責任

- イーベリファイは新規採用者の認証にのみ使用され、その非雇用者が雇用を容認し (雇用年月日) 雇用を実際に開始してから3日以内に行われます。
- イーベリファイの手続きは、市民権のステータスに関わらず、新規採用者すべてに適用されます。

PRESENTATION E-VERIFY PROGRAM DATE 30 July 2008 21

E Verify U.S. Citizenship and Immigration Services

雇用主の責任

- 雇用主はイーベリファイの参加者である旨の通知を、雇用が見込まれる非雇用者が見えるところに掲示する義務があります。
- 雇用主は、移民特別審議会事務所(OSC)「関連の雇用不公正行為に関する、司法省(DOJ)が発行した非差別通知」を、雇用が見込まれる非雇用者が見えるところに掲示する義務があります。

PRESENTATION E-VERIFY PROGRAM DATE 30 July 2008 # 22

E Verify U.S. Citizenship and Immigration Services

イーベリファイとDOJ-OSCのポスター

PRESENTATION E-VERIFY PROGRAM DATE 30 July 2008 # 23

E Verify U.S. Citizenship and Immigration Services

非雇用者の権利

- 非雇用者はSSAあるいはDHSから暫定非確認通知(TNC)に対して異議申し立てをするか否か決める権利があります。
- 雇用、解雇、採用あるいは紹介料に関し、出身国、市民権所有の有無、あるいは移民の身分が理由で、雇用主のイーベリファイの使用やI-9書式記入にあたって差別を受けたと思われる場合、雇用者は司法省公民権局移民関連不公正雇用行為事務所1-800-255-7688 (TDD聾啞者用通信機器: 1-800-237-2515)に電話でご相談ください。

PRESENTATION E-VERIFY PROGRAM DATE 30 July 2008 # 24



E Verify

イーベリファイ: 登録

- オンライン登録サイト:
www.dhs.gov/E-Verify
- アクセス方法を選んでください:
 選んだ回答により、次のアクセス方法3つのうち1つが決定されます:
 - 雇用主
 - 指定代理人
 - 企業事務担当者

1. Employer Access Method
2. Designated Agent Access Method
3. Designated Employer Administration
4. Alternative Access Method Web Services

PRESENTATION: E-VERIFY PROGRAM DATE: 30 July 2008 # 25

E Verify

イーベリファイ: アクセス方法

- 雇用主
 - イーベリファイ参加者のほとんどは、業務規模あるいは組織にかかわらず、雇用主として登録されます。雇用者アクセス方法によって、貴社では、新規採用した非雇用者の就労資格を、コンピュータによって認証可能です。
 - 質問1には「はい」を、質問2、3、4には「いいえ」をクリックしてください。
 - 通常の場合

PRESENTATION: E-VERIFY PROGRAM DATE: 30 July 2008 # 26

E Verify

イーベリファイ: アクセス方法

- 指定代理人
 - 貴社が顧客のために認証質問を実施する場合にのみ、この登録タイプをお選びください(つまりアウトソーシング業務、第三者給与支払い業務の従事者など)
 - 質問2には「はい」を、質問1、3、4には「いいえ」をクリックしてください。
 - ごくまれ

PRESENTATION: E-VERIFY PROGRAM DATE: 30 July 2008 # 27



E Verify U.S. Citizenship and Immigration Services

イーベリファイ: アクセス方法

- **企業担当者**
 - 会社によっては複数の事務所や場所のための、イーベリファイ口座を持っています。企業事務担当者の役割は、あなたがこれらの口座を作成、管理、および監督出来るようにすることです。あなたは報告を閲覧し、新規と既存のイーベリファイ口座の事務担当を行なうことが出来ます。
 - 企業事務担当者は、あなたが就労資格照合を行なうことは許可しません。
 - 質問3には「はい」、質問1、2、そして4には「いいえ」をクリックします。

PRESENTATION E-VERIFY PROGRAM DATE 30 July 2008 # 28

E Verify U.S. Citizenship and Immigration Services

イーベリファイ: 登録 (続き)

- DHS および SSA との覚書 (MOU) に電子的署名を施します。
- 将来ユーザーを追加するためには、覚書署名ページの「プログラム事務管理者」の役割の欄は「はい」を選択します。

PRESENTATION E-VERIFY PROGRAM DATE 30 July 2008 # 29

E Verify U.S. Citizenship and Immigration Services

イーベリファイ: 登録 (続き)

- 登録者のもとには48時間以内にユーザーネーム、パスワード、およびイーベリファイのウェブアドレスがイメールで届きます。
- イーベリファイのユーザーマニュアルをダウンロードし、内容に目を通します。
- 質問を実施する前に、オンライン指導書をよく読みます。
- イーベリファイ加盟ポスターと特別審議会事務所の差別反対ポスターをダウンロードのうえ印字し、掲示します。

PRESENTATION E-VERIFY PROGRAM DATE 30 July 2008 # 30

E Verify U.S. Citizenship and Immigration Services

イーベリファイ使用統計

- 参加雇用者数 85,000 以上
- 2007会計年度中には300万件近くの質問
- 認証質問の 94.5% は「就労認可」として即座に認証済み
- トップ業界がイーベリファイを採用:
 - 医師、弁護士、公認会計士
 - 事務担当およびサポートサービス
 - プロフェッショナル、科学、テクニカルサービス分野
 - 食品サービス、衣類および装飾品店

PRESENTATION: E-VERIFY PROGRAM DATE: 30 July 2008 # 31

E Verify U.S. Citizenship and Immigration Services

イーベリファイ改善

- 不一致発生度合い削減
- 雇用者募集のためのマーケティング計画の開発
- モニターおよび遵守機能を開発中

PRESENTATION: E-VERIFY PROGRAM DATE: 30 July 2008 # 32

E Verify U.S. Citizenship and Immigration Services

州による立法のありかた

PRESENTATION: E-VERIFY PROGRAM DATE: 30 July 2008 # 33



E Verify U.S. Citizenship and Immigration Services

州の立法機関

- イーベリファイの採用を命じている立法を通過した州:
 - AZ (すべての雇用主に要求)
 - MS (2008年7月1日より漸次導入開始), SC (2009年1月1日より漸次導入開始)
 - AR, GA, CO, OK, RI (公共事業請け負い業者に要求)
- イーベリファイの採用を奨励している州:
 - TN
- イーベリファイへの加入を州機関に要求している州:
 - ID, NC, PA, MN, UT, RI, MO
- イーベリファイによる新規採用者照合を命令する立法が懸案中の州:
 - CA, MN, PA, SC, TN, WV (公務員に要求)
 - IL, IN, IA, MO, RI, KS, NJ (すべての公務員および民間事業非雇用者に要求)
 - CO, FL (公共事業請け負いを旨として競争しているすべての請け負い業者、その下請け業者に要求)

PRESENTATION: E-VERIFY PROGRAM DATE: 30 July 2008 # 34

E Verify U.S. Citizenship and Immigration Services

連邦政府の請け負い業者

- 行政命令発表 2008年6月9日
 - <http://www.whitehouse.gov/news/releases/2008/06/20080609-2.html>
- DHS 発表 2008年6月9日
 - http://www.dhs.gov/xnews/releases/pr_1213039922523.shtm
- 官報に発表された提案ルール、および2008年6月12日の60日間コメント期間開始
 - <http://edocket.access.gpo.gov/2008/E8-13358.htm>
- コメント期間終了は2008年8月11日

PRESENTATION: E-VERIFY PROGRAM DATE: 30 July 2008 # 35

E Verify U.S. Citizenship and Immigration Services

さらに詳しい情報

- イーベリファイあるいはSAVE について質問のある非雇用者は、DHS の下記の電話番号までお問い合わせください。
(888) 464-4218
- イーベリファイ・ウェブサイト: www.dhs.gov/E-Verify

PRESENTATION: E-VERIFY PROGRAM DATE: 30 July 2008 # 36



E-Verify 

免責事項

- 移民法は複雑多岐にわたるため、すべての手順のすべての側面を説明することは不可能です。
- このプレゼンテーションでは、一般的な規則や手順を知るうえで必要な基本情報をとりあげました。より詳しい情報や法律、規則については、当方のウェブサイトをご覧ください: www.dhs.gov/E-Verify

PRESENTATION E-VERIFY PROGRAM DATE 30 July 2008 # 37

E-Verify 

ありがとうございました